第３章　産業廃棄物対策事業

第１節　　産業廃棄物対策事業

１．産業廃棄物事務

本市は、中核市移行に伴い平成１５年４月１日から廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に規定する産業廃棄物に係る事務を行うこととなった。

産業廃棄物は、工場や事業場の事業活動に伴って発生する廃棄物のうち廃棄物処理法により汚泥、燃え殻等２０種類が定められており、産業廃棄物の処理施設を設置しようとする者、産業廃棄物の処理を業として行おうとする者は、廃棄物処理法の規定により許可を受けなければならない。

また、環境への負荷を低減し、良好な生活環境の保全を図ることを目的として船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例（以下「産廃条例」という。）を平成１６年３月３１日に制定（同年７月１日施行）し、排出事業者自らが産業廃棄物を処理する場合でも廃棄物処理票を作成すること、小規模産業廃棄物処理施設の設置について許可制とするなどを規定している。

また、廃棄物処理法の改正により、平成 30 年度から有害使用済機器の保管等に関する事務を行っている。

２．産業廃棄物処理業の状況

産業廃棄物処理業は、①産業廃棄物収集運搬業、②産業廃棄物処分業、③特別管理産業廃棄物収集運搬業、④特別管理産業廃棄物処分業の４種類に分類される。なお、本市の許可を持つ産業廃棄物処分業者の事業の用に供する産業廃棄物処理施設は、中間処理施設のみであり、最終処分場はない。

３．排出事業者

廃棄物処理法において、産業廃棄物は排出事業者が自らの責任において適正に処理しなければならない。処理を廃棄物処理業者に委託した場合であっても、その責任に変わりはなく、自らが排出した産業廃棄物の最終処分が終了するまでの一連の処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

４．監視指導状況

事業者からの各種報告により産業廃棄物の排出及び処理状況の把握に努めているが、廃棄物の不法投棄や野焼き行為等の不適正処理は依然として後を絶たなく、周辺の生活環境への影響が心配される場合もある。廃棄物の不適正処理を未然に防止するため、監視活動強化の一環として委託パトロールの実施、不法投棄に関する情報を迅速に得るため関係団体（郵便局、タクシー、ガス、電力、電話）と廃棄物の不法投棄に関する情報提供の覚書を交わしている。また、産業廃棄物処理業者及び排出事業者に対し、廃棄物の適正処理や施設の適切な維持管理の監視指導やセミナー等の啓発事業を行っている。

５．ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物

PCB 廃棄物対策については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、保管事業者から毎年保管及び処分状況等の届出を受理し、立入検査等により適正な保管等に関する指導を行っている。また、市内事業者等が保管する PCB 廃棄物は中間貯蔵・環境安全事業株式会社又は無害化処理認定施設等において処分が必要であるため、定められた期間内の早期適正処理に向けた周知啓発・調査及び指導を行っている。

第２節　　土砂対策事業

１．概要

本市では、宅地開発行為等により土砂等の搬入が盛んに行われてきたことから、不適正な土地の埋立て、盛土等による災害の発生を防止することを目的に、昭和５７年に「船橋市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例」を制定した。

しかし、県下の埋立事業において、有害物質が検出され、土壌汚染や地下水汚染のおそれが生じたことから、千葉県では土壌汚染の規制を含むいわゆる「残土条例」を平成１０年１月より施行し埋立事業等における規制を行ってきた。

平成１５年４月１日の中核市移行に伴い、新たに土壌汚染の規制を加えて全面改正した「船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を施行し、宅地開発や農地転用等に伴う埋立て事業を中心に年間２０件程度の許可を行ってきた。その後、顕在化した諸課題に対応するとともに、不適正な事業者を排除する規定等を整備するため平成２７年１２月２８日に条例の一部を改正し、平成２８年４月１日に施行した。

この条例改正により、「事業区域面積が５００㎡以上の土地の埋立て、盛土、一時堆積事業に加え、土砂等の容積５００㎥以上の事業も許可対象に追加」、「事業者責任を強化するとともに土地所有者の事業に関わる責任を強化」、「不適正な事業者の排除のための欠格要件・土地所有者の同意等を許可基準に追加」、「事業の譲受けを許可対象に追加」、「許可の取消し等処分規定の追加」、「事業者が暴力団員等に関する欠格事由に該当するか否かの県警本部への意見聴取規定の追加」などの規定の整備を図った。

また、無許可で埋立事業等を行った者や、許可条件等に違反した者に対しては、土砂等の撤去等の措置命令や違反の事実、違反内容等の公表、１年以下の懲役又は１００万円以下の罰金等の罰則が規定されている。

第３節　　自動車リサイクル対策事業

１．概要

使用済自動車は、有用金属・部品を含み資源として価値が高いものであるため、従来解体業者や破砕業者において売買を通じて流通し、リサイクル・処理が行われてきた。

しかし、産業廃棄物最終処分場の逼迫、最終処分費の高騰、鉄スクラップ価格の低迷等により従来のリサイクルシステムが機能不全に陥りつつあったことから、平成１４年７月１２日に使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」という。）が制定され、平成１７年１月１日より完全施行された。

自動車リサイクル法では、自動車のリサイクルをする上で障害となっているフロン類・エアバッグ・シュレッダーダスト（解体・破砕後に残る廃棄物）の処理費用を、自動車所有者が負担し、自動車製造業者等が使用済自動車の引き取り・リサイクル・適正処理を行うことにより、不法投棄などの不適正処理の防止を図ることを目的とした。

自動車リサイクル法の規定により、使用済自動車の引き取り、フロン類回収を業として行おうとする者は市長に登録が、又、解体、破砕等を業として行おうとする者は市長の許可を受けなければならない。

なお、リサイクル料金については、新車購入時に支払うこととなり、各自動車メーカー等が車種別に設定している。

○令和５年度産業廃棄物等許可事業者の許可状況

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）			
産業廃棄物収集運搬業		積替え保管有	４者
		積替え保管無	６者
産業廃棄物処分業	中間処理		１６者
	最終処分		０者
特別管理産業廃棄物収集運搬業		積替え保管有	０者
		積替え保管無	１者
特別管理産業廃棄物処分業	中間処理		１者
	最終処分		０者
産業廃棄物処理施設設置者（１５条施設）			１６者

使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）	
使用済自動車引取業	４３者
使用済自動車フロン類回収業	５者
使用済自動車解体業	２者
使用済自動車破砕業	１者

船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例（産廃条例）	
小規模産業廃棄物処理施設設置者	６者

○令和５年度産業廃棄物等に係る届出・許可申請等の件数

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）	
産業廃棄物多量排出事業者届出	１０１件
産業廃棄物管理票交付等状況報告書	５，０３７件
産業廃棄物処理業変更届出	２８件
特別管理産業廃棄物処理業変更届出	０件
産業廃棄物収集運搬業の許可申請	１件
特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請	０件
産業廃棄物処分業の許可申請	３件
特別管理産業廃棄物処分業の許可申請	０件
産業廃棄物処理施設の許可申請	０件
有害使用済機器保管等届出書	０件

船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例（産廃条例）	
小規模産業廃棄物処理施設の許可申請	０件

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（ＰＣＢ特措法）	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管状況届出	１０１件

船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（土砂条例）	
土砂等の埋立て等に関する許可申請	７件

○令和５年度廃棄物不適正処理に係る指導及び行政処分の状況

野焼き	６６件
不法投棄	２１６件
出動等件数	３７８件

産業廃棄物処理業の取消処分	０件
産業廃棄物処理施設の取消処分	０件